

国立国語研究所 I R 推進室取扱要項

平成 28 年 4 月 1 日
所 長 裁 定
改正 平成 28 年 11 月 8 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第 1 号）第 14 条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）I R 推進室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 I R 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国立国語研究所長（以下「所長」という。）が指名する研究教育職員 若干名
- (2) その他所長が必要と認める者

2 I R 推進室に室長を置き、前項第 1 号に掲げる者の中から所長が指名する者をもって充てる。

(業務)

第 3 条 I R 推進室は、研究所の組織・運営の改善と強化に資するため、研究所の活動に関する各種の情報について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 収集、整理及び公開
- (2) 分析及びその結果の公開
- (3) 収集・分析結果を基にした改善案の提案等

(作業部会)

第 4 条 I R 推進室に、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、室長及び室長が指名する職員をもって組織する。

3 作業部会は、I R 推進室の運営及び前条に掲げる業務に係る事務を実施する。

(その他)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。